

第1章 SNA推計の体系

1. 年次推計の体系

(1) 推計の流れ

a. 財貨・サービスのフロー

(a) 財貨・サービスの供給及び需要

コモディティー・フロー法（以下コモ法と略称）により、2,187品目毎に産出額、輸入、運輸・商業マージンを求め、その合計として総供給を導き、平成7年産業連関表の情報をもとに求めた配分比率により経済活動別分類¹の産業の中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出へといった需要項目に配分を行う。

この2,187品目は産業によって生産される商品に限られており、政府サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分（中間消費、家計最終消費支出、政府最終消費支出）および対家計民間非営利サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分（中間消費、家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出）については各々財政推計、対家計民間非営利推計によって推計する。

(b) 国内総支出

以上の推計によって得られた家計最終消費支出²、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫品増加、輸出・輸入の合計が国内総支出（GDE）になるが、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（大蔵省・日本銀行）との整合性を考慮し、『国際収支統計』を組替える海外推計により別途推計する。

(c) 国内総生産

付加価値法推計により、コモ法で推計された2,187品目の産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（V表）から83経済活動分類毎に産出額を推計する。また、別途、経済活動別財貨・サービス投入表（U表）を作成し、経済活動別の中間投入額を推計する。産出額から中間投入額を差引くことにより経済活動別の付加価値を推計する。あわせて付加価値の構成項目（雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、補助金、営業余剰・混合所得）

1. 経済活動別分類は、財貨・サービスの生産および使用（消費支出、資本形成）についての意思決定を行う主体の分類であり、その取引主体は 産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者、最終消費者としての家計からなる。の産業は、市場での利益の追求を目的として生産活動を行う主体であるが公的企業も含まれる。

2. コモ法で推計されるのは、医療保険の給付分等の現物社会給付を含んだを国内の家計最終消費支出であるため、まず現物社会給付を控除し、海外推計により求められる海外との直接購入を加え、家計最終消費支出を推計する必要がある。ただし海外との直接購入は財貨・サービスの輸出・輸入にも含まれているため GDP には影響を与えない。

を経済活動別に推計する。

付加価値法推計の対象とする範囲はコモ法同様、産業に限られており、政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者の産出額、中間投入額、付加価値額およびその構成項目は各々財政推計、対家計民間非営利推計によって推計する。

産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の付加価値を合計すると国内総生産（GDP）³になる。

b. 所得のフロー

制度部門別所得支出勘定により、発生した所得の分配から使用までを5つの制度部門別（非金融法人、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）に記録している。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得、経常移転の受払および海外推計により推計される海外との雇用者報酬、財産所得、経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおりに分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに税、社会負担・社会給付、その他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」⁴では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」⁵は更に二つに分割される。「可処分所得の使用勘定」では、可処分所得から最終消費支出を差引くことにより制度部門別の貯蓄が推計される。一方、「調整可処分所得の使用勘定」⁴では、調整可処分所得から現実最終消費を差引くことにより貯蓄を推計する。両者の使用勘定から導出される貯蓄は同額である。

c. 蓄積と資本調達のプロロー

コモ法によって推計される総固定資本形成、在庫品増加を人的統計を用いた支出接近法より制度部門別への変換を行う。経済活動別の付加価値構成項目の推計時に推計された制度部門別の固定資本減耗を総固定資本形成から控除し、在庫品増加、別途推計される土地の購入（純）から成る「資産の変動」から資本移転の受払、所得支出勘定の貯蓄を差し引いてバランス項目である貯蓄投資差額を推計し、制度部門別資本調達勘

3. 実際は、合計から輸入品に課される税・関税を加え、総資本形成に関わる消費税、帰属利子を控除したものが国内総生産である。また、付加価値法により求められるGDPとコモ法により求められるGDPには統計上の不具合が存在する。

4. 「現物所得の再分配勘定」、「調整可処分所得の使用勘定」は現物社会移転取引のある「家計」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」の各制度部門で記録される。

5. 「金融機関」、「家計」の制度部門においては「所得の使用勘定」に年金基金年金準備金の変動の受払が記録される。

定の「実物取引」を作成する。

「金融取引」は、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出される制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成。バランス項目は資金過不足である。

d．ストック

期末貸借対照表勘定及び調整勘定から構成されている。資産側には非金融資産と金融資産が記録され、負債側には金融活動に伴う負債が記録される。

各制度部門別に各種資産・負債を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引および価格評価等の調整を加え最終的に期末貸借対照表を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

調整勘定は「その他の資産量変動勘定」、「再評価勘定」、「その他」に分割され「再評価勘定」はさらに「中立保有利得、損失勘定」および「実質保有利得、損失勘定」に分割して推計される。

e．デフレーターと実質値

コモ法における 2,187 商品を統合した 369 品目レベルに対応する「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を作成する。各需要項目を 369 品目レベルに分解して基本単位デフレーターにより名目値を除し、それらを需要項目毎に積み上げて実質国内総支出を作成する。GDE デフレーターは名目 GDE を実質 GDE で除することによってインプリシットに求められる。

実質国内総生産は経済活動別に産出額と中間投入額をデフレートするダブルデフレーションによって求められる。

(2) 在庫品評価調整

SNA 推計体系においては、

コモ法による製品、仕掛品、原材料、流通製品在庫投資の推計（第 2 章 コモディティ・フロー法を参照）

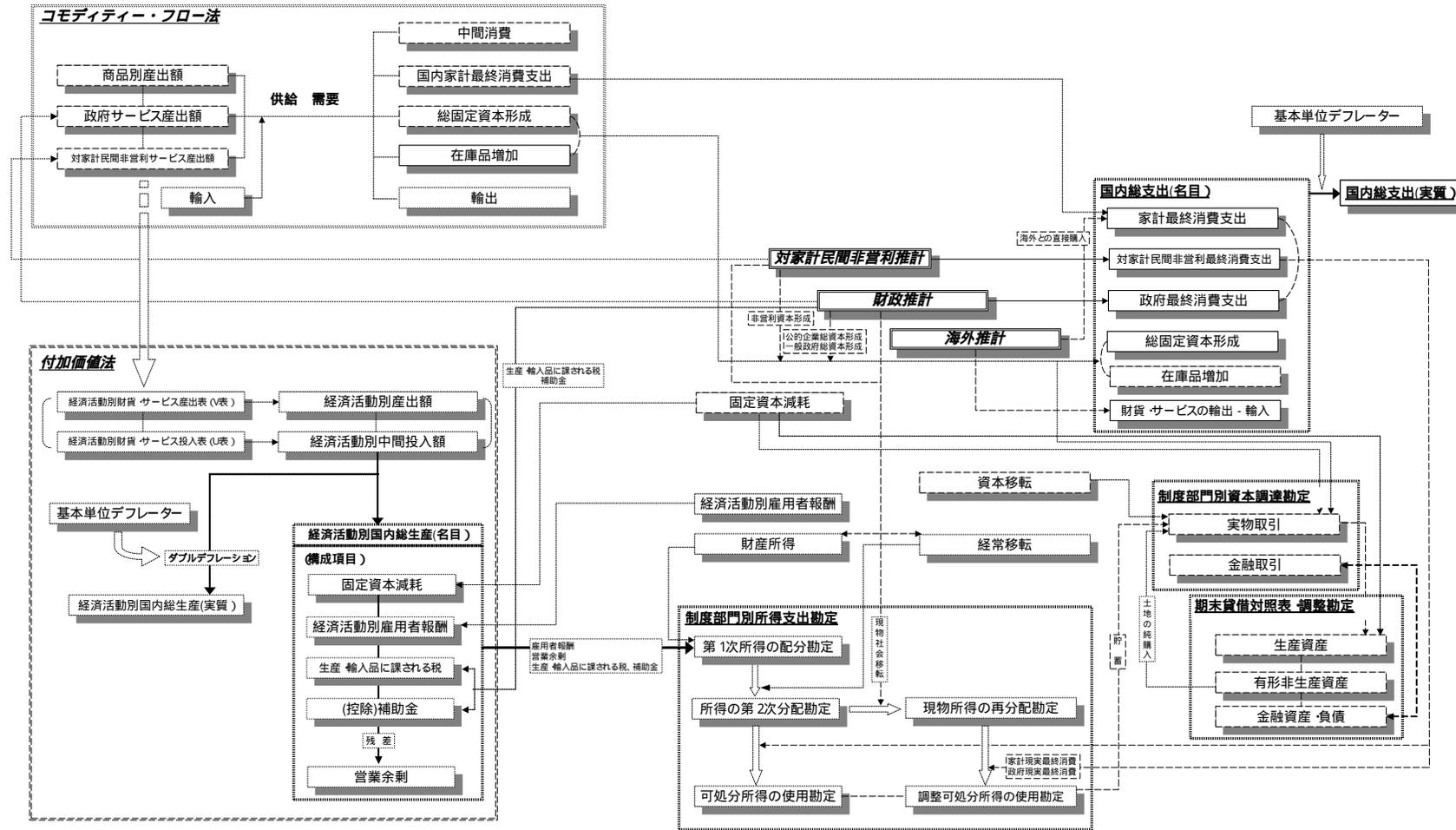
付加価値法による産業別付加価値の推計（第 3 章 付加価値法を参照）

制度部門別在庫品増加推計の基礎となる人的推計法による企業ベースの産業別在庫品増加の推計（第 6 章 「1．国内総支出の推計」を参照）

制度部門別営業余剰推計の基礎となる人的推計法による企業ベースの産業別営業余剰の推計（第 8 章 所得支出勘定の推計を参照）

以上の 4 つの箇所では在庫品評価調整を行っている。ここでは、在庫品評価調整の必要な理由および在庫品評価調整の方法について述べる。

図 1 - 1 SNA推計のフロー図



a . 在庫品評価調整の必要性

付加価値額は（産出額 - 中間投入額）と定義され、産出額および中間投入額を企業財務統計から直接推計することにより付加価値額を推計する。

それは、

$$\begin{aligned} & \text{（売上高 + 期末製品残高 + 期末仕掛品残高）} \\ & \quad - \text{（期首製品残高 + 期首仕掛品残高 + 期首原材料残高} \\ & \quad \quad + \text{期中原材料取得額 - 期末原材料残高）} \end{aligned}$$

として把握することになる。

これを更に展開すると、

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{期中原材料取得額} \\ & \quad + \text{製品在庫増加額} + \text{仕掛品在庫増加額} + \text{原材料増加額} \end{aligned}$$

となる。

この式における各種在庫増加額は、企業会計に示される期末在庫残高から期首在庫残高を差引いたものであるため、国民経済計算における「在庫品の物量的変動の取得時価額」としての在庫品増加額だけでなく、期首と期末の評価価格の差による分も含んでいる。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。式から明らかのように、在庫品評価調整は在庫品増加額の調整を通じて付加価値額の調整にも結びついている。

b . 在庫品評価調整の方法

推計基礎資料に応じて方法は詳細な点で異なるが、基本的な考え方は図1 - 2に示す通りである。

基礎資料から名目在庫残高を求める。

在庫となっている商品の価格指数（在庫価格指数）を作成する。

産業別や形態別に応じた棚卸評価方法別の構成と在庫回転率により在庫残高デフレーターを作成する。

- (i) 産業別、形態別の棚卸評価方法別構成比は「企業財務データバンク」（日本政策投資銀行）のデータを用いて作成する。
- (ii) 在庫回転率は以下のように形態別に求める。

$$\begin{aligned} \cdot \text{製品在庫回転率} &= \frac{\text{年間製品在庫取得額}}{\text{期末製品在庫残高}} \\ &= \frac{\text{生産額（= 出荷額 + 製品在庫純増）}}{\text{期末製品在庫残高}} \end{aligned}$$

・半製品・仕掛品在庫回転率

$$= \frac{\text{（期中製品在庫取得額 + 期中原材料在庫取得額）} \div 2}{\text{期末仕掛品在庫残高}}$$

$$= \frac{（出荷額 + 製品在庫純増） + （原材料使用額 + 原材料在庫取得額）}{2 \times \text{期末仕掛品在庫残高}}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{原材料在庫回転率} &= \frac{\text{期中原材料在庫取得額}}{\text{期末原材料在庫残高}} \\ &= \frac{\text{原材料使用額} + \text{原材料在庫純増}}{\text{期末原材料在庫残高}} \end{aligned}$$

$$\cdot \text{流通在庫回転率} = \frac{\text{期間販売額} + \text{在庫純増}}{\text{期末手持額}}$$

(iii) 企業が在庫残高を評価する価格（評価価格）は棚卸評価方法と回転率によって異なる。評価価格を基準価格で指数化した評価価格指数と棚卸評価方法および回転率の関係は表1-1の通りである。

名目在庫残高を対応する在庫残高デフレーターで除すことにより、期首、期末の産業別・形態別の実質在庫残高を求める。

期末から期首の実質在庫残高を差引くことにより、実質在庫品増加を算定する。

在庫価格指数の期中の平均をとることにより、期中平均価格指数を求める。

実質在庫品増加に対応する期中平均価格指数を乗ずることにより、在庫品評価調整後の名目在庫品増加を推計する。

の名目在庫残高の期末から期首を差引き、在庫品評価調整前の名目在庫品増加を求める。

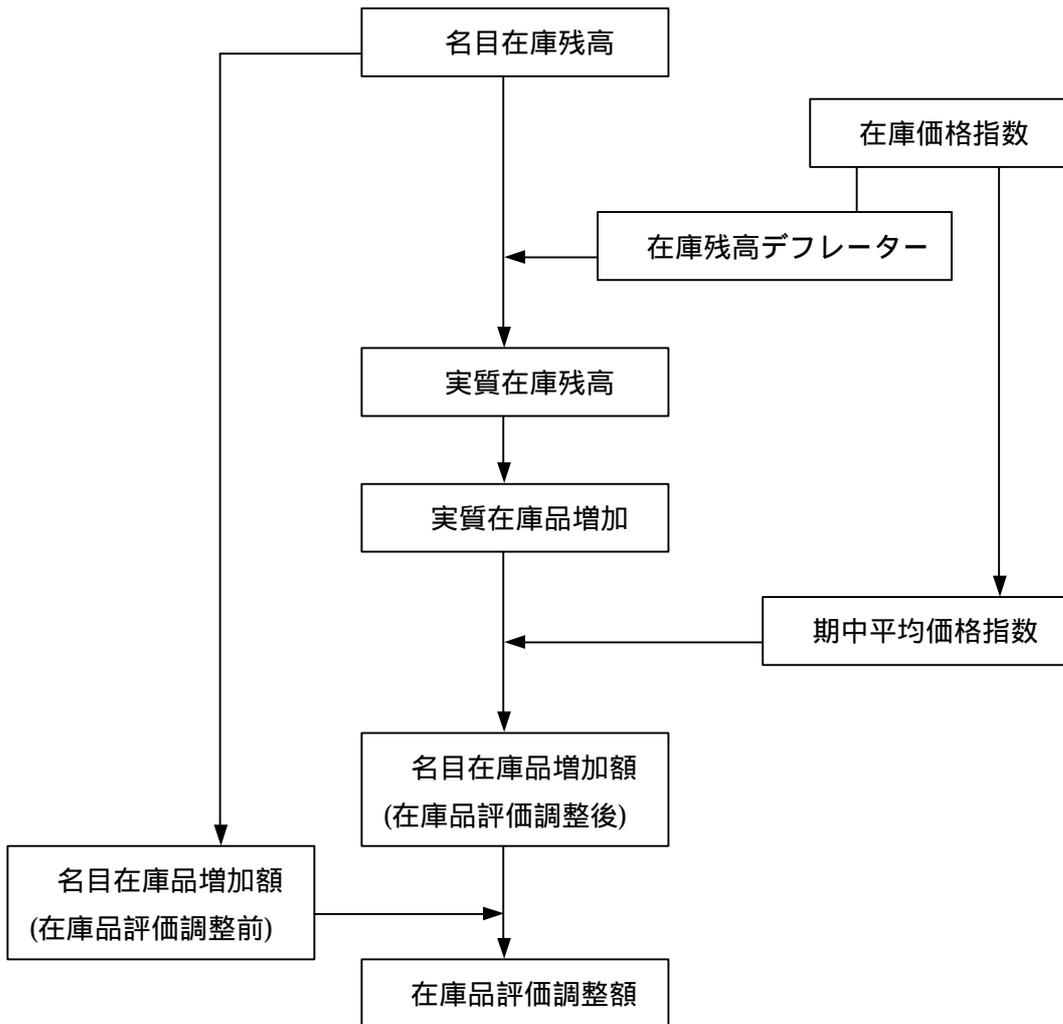
から を差引くことにより、在庫品評価調整額を求める。

表1-1 棚卸評価方法、回転率と価格指数との関係

評価方法	在庫回転率	評価価格指数
売価還元法 最終仕入減価法 時価法	回転率を問わない	当期末月の価格指数
先入先出法 移動平均法	9以上	当期期中平均価格指数
	4から8まで	
	3以下	前期および当期の期中平均価格指数の平均値
低価法	回転率を問わない	当期期中平均価格指数
単純平均法	〃	前期および当期の期中平均価格指数の1対2の加重平均値
個別法	〃	前期および当期の期中平均価格指数の平均値
総平均法	〃	前期および当期の期中平均価格指数の1対2の加重平均値
後入先出法	〃	基準期の価格指数（100）

（注）回転率は年間のもので示している。

図 1 - 2 在庫品評価調整の基本的な考え方



2 . Q E 推計の体系

国民経済の活動状況を多面的・総合的に表わす指標として作成されている国民経済計算は、その作成にあたって経済実体を正確に反映するという「正確性」を要請されるとともに、景気判断の基礎として「速報性」も要請されている。

このような観点から、国民経済計算、とりわけ国内における経済活動の結果生み出される付加価値の総計である GDP（国内総生産）や民間最終消費支出などの支出系列においては、公表時期を出来るだけ早めるために、早期に利用できる基礎統計を用いて推計するとともに、より精度の高い基礎統計の入手に応じて段階的に推計値を改訂し、統計の「正確性」を一層高めていくこととしている。これらは、公表時期の早いものから順に、「速報」、「確報」、「基準改訂」と呼ばれている。（本章「3 . 改訂の流れ」を参照）このうち、「速報」（「四半期別国民所得統計速報」）が QE（Quarterly Estimate）と呼ばれているものである。

QE においては、国内総支出（GDP）と民間最終消費支出などの支出系列、及び雇業者報酬について四半期毎に作成する。支出系列については、年報の主要系列表 1 の項目のうち、主要なものを公表する点において 68SNA 時と同様である（表 1 - 2 参照）。

これらをまず「1 次 QE」として当該四半期終了後約 2 カ月と 10 日遅れで公表している。さらに、この約 2 カ月後（当該四半期終了後約 4 カ月と 10 日後）に、新たに利用可能となった基礎資料による改訂を行い、「2 次 QE」として公表している。

速報推計は、確報推計などの年次推計と比べ、推計に利用できる基礎情報に制約があるため、年次推計で得られた結果を極力活用しつつも、経済主体別に把握された支出側統計を用いた独自の方法で行っている項目が多い。具体的には、確報推計時に行われるコモ法などにより求めた前年の実績値をベンチ・マークとして、これに「家計調査」や「法人企業統計季報」といった月次あるいは四半期毎に得られる基礎統計をもとに推計された、民間と公的という主体別の消費・投資・在庫という各項目毎の伸び率（前年同期比）で延長したうえで、実質化を行い季節調整をかける、という手法を採用している。（第 12 章「QE 推計」参照）

3 . 改訂の流れ

SNA による GDP 統計は、速報性と正確性とのトレード・オフの関係を考慮して QE 推計・年次推計において定期的な改訂を行っている。

QE においては、当該四半期終了後約 2 ヶ月と 10 日程度の遅れで「1 次速報」を公表し、約 4 ヶ月と 10 日程度の遅れで「2 次速報」へと改訂を行っている。

年次推計では毎年 1 回、12 月中下旬に前年度、前暦年及び四半期の数値を「確報」として公表している。この際、前々年の確報値も改訂し「確々報」としている。

表 1 - 2 Q E 表章項目 (支出系列)

[93SNA]	
項目	
国内需要	
民間需要	
民間最終消費支出	
民間住宅	
民間企業設備	
民間在庫品増加 1	
公的需要	
政府最終消費支出	
公的固定資本形成	
公的在庫品増加 1	
財貨・サービスの純輸出	
財貨・サービスの輸出	
財貨・サービスの輸入	
国内総支出	

(参考) [68SNA時]	
項目	
国内需要	
民間需要	
民間最終消費支出	
民間住宅	
民間企業設備	
民間在庫品増加	
公的需要	
政府最終消費支出	
公的固定資本形成	
公的在庫品増加	
財貨・サービスの純輸出	
財貨・サービスの輸出	
財貨・サービスの輸入	
国内総支出	

(参考)	
交易利得 2	
国内総所得 2	
海外からの所得の純受取	
海外からの所得の受取	
海外への所得の支払	
国民総所得	

(参考)	
要素所得の純受取	
要素所得の受取	
要素所得の支払	
国民総支出	

1 デフレーターは立木を除いた残高デフレーター
2 実質のみ。

結果として、四半期値は「1次速報」「2次速報」「確報」「確々報」と改訂され、年次値は四半期速報の合計である「速報」「確報」「確々報」と改訂される。

「基準改訂」は、SNA 推計の基礎となっている産業連関表が5年ごとに公表されるのに合わせて行われる。産業連関表以外でも国勢調査や住宅調査等の確報、確々報時では入手できない統計も利用される。また、同時に実質値の推計基礎となる価格の基準年次の切り替えも合わせて行う。

図1-3 平成11年度国民経済計算公表時の改訂状況

	9年 7-9月	10-12	10年 1-3月	4-6月	7-9月	10-12	11年 1-3月	4-6月	7-9月	10-12	12年 1-3月
四半期											

	9年度	10年度	11年度
年度			

	9暦年	10暦年	11暦年
暦年			

	新規作成数値(確報値)
	確報値から改訂(確々報値)
	10年度、確々報値への改訂に引続き再改訂
無地	変更無し(確定値)(注)

(注) ただし、四半期の季節調整系列に関しては、毎年遡及して改訂される。

表1-3 改訂の流れ

		速報(QE)		年次推計(確報、確々報)		基準改訂
		1次速報	2次速報	確報	確々報	
四半期値		2ヶ月10日後頃	4ヶ月10日後頃	翌年 12月中下旬	翌々年 12月中下旬	5年毎
年次値	暦年値	10 12月期速報値公表時		翌年 12月中下旬	翌々年 12月中下旬	5年毎
	年度値 (注)	1 3月期速報値公表時		翌年度 12月中下旬	翌々年度 12月中下旬	5年毎

(注) 年度値は確々報の翌年も、年度の最終四半期(1 3月期)が確報から確々報へ改訂される影響で改訂される。